

小田原市教育委員会定例会会議録

- 1 日時 平成17年12月21日(水)午後7時~午後7時45分
場所 小田原市役所 全員協議会室

2 出席した教育委員の氏名

- 2番委員 青木秀夫 (教育長)
3番委員 桑原妙子
4番委員 安藤實英 (教育委員長)
5番委員 横田俊一郎 (教育委員長職務代理者)

(1番委員 島田祐子 は、欠席)

3 説明等のため出席した教育委員会職員の氏名

- | | |
|---------------|-------|
| 学校教育部長 | 石嶋 襄 |
| 生涯学習部長 | 白木 章 |
| 生涯学習部次長 | 今村 清晴 |
| 教育政策課長 | 杉崎 公 |
| 学校教育課長 | 椎野 美乃 |
| 学校保健課長 | 椎野 繁雄 |
| 文化財課長 | 塚田 順正 |
| 学校教育課長補佐(学事) | 青木 昭 |
| 学校教育課長補佐(指導) | 佐宗 修二 |
| (書記) | |
| 教育政策課教育政策担当主査 | 杉山 博之 |
| 教育政策課主査 | 田代 勝美 |

4 議事日程

日程第1 請願第10号

教科書の学校配布を求める請願(学校教育課)

日程第 2 報告第 1 5 号

事務の臨時代理の報告について(1 2 月補正予算)(学校教育課・学校保健課・文化財課)

日程第 3 報告第 1 6 号

事務の臨時代理の報告について(小田原市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例)(教育政策課)

日程第 4 議案第 2 9 号

小田原市立学校組織規則の一部を改正する規則(学校教育課)

日程第 5 議案第 3 0 号

小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則(学校教育課)

5 議事の概要

(1) 委員長開会宣言

(2) 1 1 月定例会の会議録承認...横田委員報告

(3) 会議録署名委員の決定...青木委員・桑原委員に決定

(4) 日程第 1 請願第 1 0 号 教科書の学校配布を求める請願

杉山書記(教育政策担当主査) が請願書を朗読

補足説明 ...学校教育課長

学校教育課長...請願第 1 0 号「教科書の学校配布を求める請願」に係る内容につきまして、補足説明をさせていただきます。平成 1 8 年度使用中学校教科用図書につきましては、文部科学省通知の趣旨に基づき、教員の教材研究や児童生徒の学習、及び保護者や市民の研究等に役立てるために、全教科・全出版社の教科書の配置を進めております。具体的には、かもめ図書館と小田原市教育研究所にすでに 1 セットずつ配置をし、市民にも閲覧ができるような体制をとっております。また、現在準備中ですが、中学校 3 校に 1 セットずつ配置をし、その学校の教員だけでなく、近隣の学校

の教員も閲覧できる体制を作ってまいります。昨年、小学校の教科書についても、このような方法で教科書を配置しましたので、中学校につきましても同様の方法をとっていきたいと考えております。

青木教育長 ...歴史、公民に限定した請願に問題がありますね。請願のように対応しなくとも、本市では、かもめ図書館と小田原市教育研究所にすでに1セットずつ配置をし、市民が閲覧できる体制をとっておりますし、また、中学校3校に1セットずつ配置し、その学校の教員だけでなく、近隣の学校の教員も閲覧できる体制を準備中で、予算の関係もあることから請願どおりの対応は必要ないと思います。

横田委員 ...教育長と同じように考えますが、学校現場の先生から請願と同じように各学校に配布して欲しいという要望等がありますか。

学校教育課長...学校現場の先生からの要望等は特にありません。小学校での配置におきましても、限られた環境の中で該当校と近隣の学校から見に来た事例が多少あるようですが、それ以上の要望はありません。

横田委員 ...そうすると今の体制でも十分役割を果たしているのではないかと思います。

桑原委員 ...限られた環境でも、見ることができることを広くお知らせする方法を考えれば現状で良いのではないのでしょうか。

安藤委員長 ...かもめ図書館と小田原市教育研究所にすでに1セットずつ配置しており、また、先ほど桑原委員の御意見にもありましたように市民が閲覧できる体制をとっていることを周知すれば十分ではなからうかと思えます。

安藤委員長 ...それでは、皆様から意見をいただきましたが、それでは、ここで採決してよろしいでしょうか。

(異議なし・全員賛成)

安藤委員長 ...ご異議もないようですので、請願第10号「教科書の学校配布を求める請願」を採決いたします。この請願について、採択すべきものとしてのご意見に賛成の方は、挙手願います。

(賛成なし)

安藤委員長 ...賛成なしにより、この請願は、不採択とすべきものと決しました。

(5) 日程第 2 報告第 1 5 号 事務の臨時代理の報告について (1 2 月補正予算)

日程第 3 報告第 1 6 号 事務の臨時代理の報告について (小田原市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例)

提案理由説明...教育長・学校教育課長・文化財課長・教育政策課長

青木教育長 ...それでは、報告第 1 5 号及び報告第 1 6 号の 2 件の「事務の臨時代理の報告について」を御説明申し上げます。市議会 1 2 月定例会に係る教育委員会関係の補正予算案及び条例案について、市長に対し意見の申し出をいたしました。これは、小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 4 号に基づく当会議の付議事項であります。急施を要し、会議を開くことができませんでしたので、同規則第 4 条第 1 項の規定により、事務を臨時に代理させていただきました。ついては、同条第 2 項の規定により、御報告するものでございます。なお、参考までに、当補正予算案及び条例案につきましては、市議会におきまして既に議決されておりますことを申し沿えます。細部につきましては、所管課長から御説明申し上げます。

学校教育課長...それでは、報告第 1 5 号「事務の臨時代理の報告について」でございます。恐れ入りますが、「報告第 1 5 号」綴りの 1 枚目「平成 1 7 年度 1 2 月補正予算要求概要」をご覧ください。学校教育課及び学校保健課所管分の 1 2 月補正予算要求の概要につきましてご説明いたします。はじめに、歳出予算 (項) 小学校費 (目) 教育振興費及び (項) 中学校費 (目) 教育振興費の障害児教育経費の「障害児介助員賃金」についてご説明いたします。障害児介助員につきましては、各小・中学校の特殊学級及び通常学級に在籍する障害のある児童・生徒の教育活動の充実を図ることを目的に、学級担任の補助者として各小・中学校に配置しております。小学校におきます介助員の配置につきましては、平成 1 7 年度当初 3 0

人を見込んでおりましたが、転入等も含めまして、4月当初の予定児童以外に介助が必要となった児童の増加や、児童の状況変化により、介助が必要となったケースが増えておりますことから、現在では、小学校25校のうち14校の特殊学級に21人、10校の通常学級に13人のあわせて34人の介助員を配置しておりますので、その不足分といたしまして、68万4千円を計上いたしております。また、中学校におきましても、平成17年度当初11人を見込んでおりましたが、小学校と同様な状況により、現在では、中学校12校のうち6校の特殊学級に8人、5校の通常学級に6人のあわせて14人の介助員を配置しておりますので、その不足分といたしまして、3百81万1千円を計上いたしております。次に、歳出予算(項)小学校費(目)教育振興費及び(項)中学校費(目)教育振興費の「要保護及び準要保護児童及び生徒援助費」についてご説明いたします。「要保護及び準要保護児童及び生徒援助費」は、経済的理由により就学が難しい児童及び生徒について、学用品費や給食費等を給付するものでございます。学校教育課が所管いたします学用品費では、小学校において、平成17年度当初650人分の給付を見込んでおりましたが、申請者数の増加により、年度内には年度当初比182人増の832人が援助対象となることが見込まれますので、これに伴う援助費の不足分1百58万2千円を計上いたしております。中学校におきましても、年度当初308人分の給付を見込んでおりましたが、最終的には156人増の464人が援助対象として見込まれますので、不足分の7百35万6千円を計上いたしました。また、学校保健課が所管いたします給食費につきましても、学用品費の給付と同様に申請者が増加いたしましたことから、不足分といたしまして、小学校において5百62万8千円、中学校においては6百63万9千円を計上いたしております。最後になりましたが、歳出予算(項)幼稚園費(目)幼稚園費の「幼稚園臨時教諭賃金」についてご説明いたします。幼稚園臨時教諭につきましては、多様化する幼児教育ニーズに柔軟に対応できるよう、各幼稚園に配置しております。臨時教諭の中でも、障害等により介助を要する園児を保育するための介助教諭につきましては、平成17年度当初

20人を見込んでおりましたが、要介助児童の増加や、マンツーマン対応が必要な児童も増えたことから、現在では、24人の介助教諭を配置していることにより、賃金に不足が生じますので、その不足分等として2億20万7千円を計上いたしております。以上で、学校教育課及び学校保健課所管の12月補正要求概要の説明を終わりにいたします。

文化財課長 …(項)社会教育費(目)文化財保護費のうち、史跡小田原城跡整備経費の公有財産購入費として6億2,511万1千円を計上したものです。内訳は資料のとおり、用地費461,094千円、損失補償158,000千円、経費6,017千円です。卓上配布した用地購入位置図を御覧ください。経緯をご説明しますと、購入しようとする土地は斜線で示した部分で、通常八幡山丘陵と呼ばれている一角であります。新聞報道等で御存知とは思いますが、平成17年6月に小田原市土地開発公社が緊急性があるということで、この土地を沼津のマンション業者から取得しました。その背景には、この一帯が小田原城の戦国時代の遺構の中心地である東曲輪(ひがしくるわ)であること、緑豊かな環境が残っていること、非常に良好な景観が保全されているということ等という理由から、ここにマンションが建つということを小田原市としては何とか防ぎたいということから、以前から土地所有者に購入を打診していた経緯がありました。様々な経緯を経て沼津のマンション業者が土地を取得しましたが、平成17年6月に小田原市に譲っていただけることになりました。小田原市土地開発公社が7月に取得しましたが、現地は急な崖ですので、今以上の崩壊を防ぐために応急の安全対策工事をして保全してあります。この一帯が小田原城の戦国時代の遺構の中心地であったことから文化庁としても国の史跡としての指定をしようということですので、取得に併せて、この土地を国指定史跡に追加指定する手続をしてきました。その結果、11月18日文化審議会から文部科学大臣に史跡の追加指定の答申がなされました。この答申を受けて来年の2月前後に正式に告示されて国の史跡になります。このように、国の史跡として国・県の補助金を得られる見通しがたちましたので、この補助金を充当し、指定の告示を待って、小田原市土地開発公社から小田原市に買い戻すことで補正予算を計上いたしました次第です。

教育政策課長...報告第16号「事務の臨時代理の報告について(小田原市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例)」ですが、改正理由は、一般職の職員の給与に関する法律が一部改正され、国家公務員のうち指定職俸給表の適用を受ける職員に係る期末特別手当の支給割合が変更されたことに伴い、教育長の期末手当についてこれに準じた措置を講ずるため改正するものであります。内容は、12月期の期末手当の支給割合を100分の170から100分の175に引き上げることとし、平成17年12月1日から施行しようとするものです。

横田委員 ...要保護及び準要保護児童及び生徒援助費は、援助する人の年収等が決まっているのですか。

学教補佐(学事)...要保護及び準要保護児童及び生徒援助費の支給基準は、一定の基準があり、最終的には所得から算出した基準によって認定をしています。

横田委員 ...史跡小田原城跡整備経費の公有財産購入費のうち、損失補償とはどういうことですか。

文化財課長 ...マンション業者が取得した土地の開発にかかる様々な費用、例えば設計、発掘調査や地質調査等にかかる経費のうち、妥当と思われるものを専門のコンサルタントによって精査し補償すべきものについて計上いたしました。

(生涯学習部・次長、文化財課 退室)

(6) 日程第4 議案第29号 小田原市立学校組織規則の一部を改正する規則

日程第5 議案第30号 小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

提案理由説明...教育長・学校教育課長

青木教育長 ...それでは、議案第29号「小田原市立学校組織規則の一部を改正する規則」及び、議案第30号「小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」の2件を一括して御説明申し上げます。2件の規則改正は、総括教諭及び企画会議の設置並びに2学期制の導入に伴い、所要の整備を図るものでございます。細部につきましては、所

管課長から御説明申し上げます。

学校教育課長...議案第29号・第30号「小田原市立学校組織規則の一部を改正する規則」と「小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、2点に分けて、説明をさせていただきます。まず始めに、学校2学期制に係わる「学校管理規則」の一部改正について、説明いたします。内容は、平成18年4月1日からの2学期制の全校施行に伴い、学期及び休業日に関する規定を整備するものでございます。お手元の改正案をご覧ください。第2条（学年及び学期）につきまして、「前期・後期の2学期とし、前期を4月1日から10月の第2月曜日（体育の日）まで、後期をその翌日から3月31日までとする。」また、第3条（休業日）につきましては、長期休業は、従来通り、学年始休業を4月1日～4月4日、夏季休業を7月21日～8月31日まで、冬季休業を12月25日～1月7日、学年末休業を3月26日～3月31日とし、秋休みは特に設けない。ただし、校長は、教育上必要があると認めるときは、（年間授業日数を変えない範囲で）、教育委員会の承認を得て、これらの第3号から第6号までに規定する長期休業について、期間を変更し、又は別に休業日（秋休み等）を定めることができる。」ものいたします。これは、研究実践校の15年度・16年度の取組みを参考に、小・中学校長会の意向、説明会等での保護者の御意見を勘案したものでございます。研究実践校は、平成15年度は10月の体育の日を入れての3連休に2日間の秋休みをとった学校が多かったのですが、平成16年度は3連休のみとしております。この結果、報徳小学校の保護者の6割が、15年度の方法が良いとアンケートに答えておりますが、他の5校からは特にその意向が出てきておりません。前期・後期の区切りについては、何日休みがあるということよりも、結局は、子ども自身がどう気持ちを切り替えるかという問題であり、そのためには、学校の指導や家庭の励ましが大切であると考え、連休の3日間のみといたしました。また、長期休業の期間が変更できるとしたのは、今年度、研究実践校の白山中学校が曜日の並びから夏休みを2日間前倒して良かったとの結果を参考にし、変更が可能となるようにするものでございます。続い

て、「新たな学校運営組織及び総括教諭に係る管理規則等の一部改正」につきまして、説明をさせていただきます。改正の内容は、分掌組織の変更、総括教諭の設置、その職の発令、及び企画会議の設置に伴い、所要の整備を行うものでございます。改正案につきまして、お手元の資料をご覧ください。これらは、県教育委員会が示すモデルに基づいて作成したものでございます。まず、学校管理規則の第12条では分掌組織を変更し、主任に係わる第13条を削除し、第14条では、主任等を職員に改正し、第14条の2において、総括教諭を位置づけております。また、第22条で、総括教諭の職の発令について、教諭又は養護教諭のうちから任命権者が命ずるとしております。次に、学校組織規則でございますが、第2条第3号に総括教諭を置き、第6条で企画会議について定めております。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議、よろしくお願いいたします。

安藤委員長 …総括教諭の設置は試行でもやっていないのですね。

学校教育課長…職に位置付けることとなり試行的なことはできないので、現在試行もしておりません。

安藤委員長 …総括教諭、企画会議の設置に伴う今回の改正により、校長の権限が盛り込まれているのですか。

学校教育課長…総括教諭については、校長の推薦により教育委員会が任命するので、それに関して校長の権限が広がった訳ではありません。

安藤委員長 …2学期制については、今回の改正により柔軟な対応をとることができるようになるのですか。

学校教育課長…2学期制は、一斉施行を基本としておりますが、多少の裁量を校長に持たせてあります。

安藤委員長 …質疑も尽きたようですので、2件を一括採決してよろしいでしょうか。

(異議なし・全員賛成)

安藤委員長 …御異議もありませんので、議案第29号「小田原市立学校組織規則の一部を改正する規則」及び、議案第30号「小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」の2件を一括して採決いたします。原案に賛成の方は、挙手願います。

(全員賛成)

安藤委員長 …全員の賛成により、原案のとおり可決確定いたしました。

(7) 委員長閉会宣言

平成18年 月 日

委 員 長

署名委員（青木委員）

署名委員（桑原委員）